

## 摂津峡ロゴの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が平成28年6月22日付けで、公益社団法人高槻市観光協会（以下、「協会」という。）と締結した「摂津峡ロゴに関する協定書」に基づき、摂津峡ロゴ（以下、「ロゴ」という。）の使用に関する必要な事項を定める。

### (図柄)

第2条 ロゴの図柄等は、別紙1のとおりとする。

### (使用の届出等)

第3条 ロゴを使用する者（以下、「使用者」という。）は、ロゴの使用にあたり、協会へ「摂津峡ロゴ使用届出書」（様式第1号）を事前に届け出るものとする。

### (使用上の遵守事項)

第4条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別紙1に定められたデザイン、色を正しく使用すること。
- (2) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (3) 政党、思想、宗教などの活動に利用しないこと。
- (4) その他、不適切な使用をしないこと。

### (対象者)

第5条 使用者は、規約、名簿等の組織要件を備えた各種団体及びその他協会が認める者で、「高槻市暴力団排除条例」第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこととする。

### (使用基準)

第6条 ロゴの使用は、次の基準に合致するものでなければならない。

- (1) 摂津峡等の知名度の向上及びイメージアップに資すると認められるもの。
- (2) その他協会が認めるもの。

### (使用料)

第7条 ロゴの使用料は、無償とする。

### (使用の停止等)

第8条 協会は、ロゴの使用がこの要綱等に違反していると認められる場合は、当該使用の停止を求めることができる。

2 使用者が前項に掲げる使用の停止により損害を受けた場合であっても、市及び協会は、その補償の責めを一切負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市と協会が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、平成28年6月22日から施行する。

(別紙 1)

摂津峡ロゴの図柄等について

「摂津峡ロゴの使用に関する要綱」で規定する図柄等は、下記のとおり。

1 構成

- (1) 縦組、横組のほか、マーク単体でも使用できる。
- (2) 原則、背景に他の図形や文字が入り込まないように留意すること。



2 カラー

- (1) 基本カラーは、摂津峡の山々を象徴する深緑とする。  
ただし、単色であれば、基本カラー以外を使用することができる。
- (2) 下記を参考に、テーマに合うカラーを選択すること。
- (3) 2色以上、グラデーションなどの使用はできない。



### 3 禁止事項

(1) 縦横比の変更



(2) マーク・文字の太さの変更



(3) 2色以上、グラデーションの使用



(4) 縁取り、光彩、影付け



※背景以外の図形や文字の組入れは禁止する。

### 4 基本カラーの使用例

